

社会福祉法人 篤星会
役員等報酬および費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人篤星会（以下「法人」という）の定款第9条および第23条に基づき、法人の理事、監事および評議員、法人が必要に応じて依頼する外部委員及び評議員選任・解任委員に対して支給する報酬、費用弁償および交通費に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 役員会とは、理事会又は評議員会
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益で、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の出席報酬等)

第3条 役員等が、理事会又は評議員会に出席したときは、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 同日に合わせて法人の業務を行った場合は、これを重複して払わないものとする。
- 3 役員等が、理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費弁償は、片道50kmを超える役員等のみとする。
- 5 ただし、職員が役員を兼務している場合は、報酬・交通費とも支払わない。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第4条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規定により旅費等を支給することができる。

- 2 報酬は別表1により、報酬を支払うことができる。
- 3 その他の費用は、法人の旅費規定に基づき清算する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(附則)

この規程は、平成31年4月1日より施行する。

改定 1：令和 3年 4月 1日

改定 2：令和 3年10月 1日

別表1

名 称	報 酬	備 考
理事・監事報酬／理事・監事	給与所得の源泉徴収税額（日額表乙欄）差引後、手取額5,000円	2018年 5,157円 (税額157円)
評議員報酬／評議員	給与所得の源泉徴収税額（日額表乙欄）差引後、手取額5,000円	2018年 5,157円 (税額157円)

別表2 役員の報酬等（源泉所得税控除後の金額）

名 称	報 酉	備 考
評議員選任・解任委員会報酬 ／評議員選任・解任委員	給与所得の源泉徴収税額（日額表乙欄）差引後、手取額5,000円	2018年 5,157円 (税額157円)